

**(案)**

資料4-11

(たたき台)

# **施策大綱終了後の取組に関する意見書**

**～20年間の水源環境の保全・再生を振り返って～**

**令和6年 月**

**水源環境保全・再生かながわ県民会議**

## はじめに

神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17（2005）年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱を元に、平成19（2007）年度以降、5年ごとに取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」として施策に県民意見を反映させるために設置され、特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担ってきました。

これに基づき、県民会議は、施策大綱に掲げた「将来にわたり良質な水を安定的に確保」するため、県民フォーラム等により広範な県民参加を図りながら特別対策事業の実績を中心に毎年度点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめてきました。また、令和2（2020）年6月には、12年間の取組に対する総合的な評価（中間評価）を行うとともに、20年間の取組の最後の計画となる第4期計画に関する意見書を県に提出しました。

この第4期計画の開始から2年が経過しようとする今、県による施策大綱終了後の取組の検討に先立ち、県民会議では、これまでの15年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、施策大綱終了後の取組の方向性について意見を取りまとめるとともに、意見書として県知事あて提出するものです。

## 1 施策大綱の特徴とその意義

水源環境保全・再生施策大綱では、「水源環境保全・再生施策を支える取組」の中で、保全・再生を推進する仕組みとして、3つの「施策展開の視点」を掲げて取り組んできました。

これらの視点は、今後、行政が自然環境の保全・再生を進めていく中で、重要かつ有効な考え方であると考えます。

### (1) 総合的な施策の推進

水源環境の保全・再生については、これまでも県、市町村、水道事業者が個別に取り組んできましたが、将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、これまでの取組では十分ではなく、総合的な取組をより一層拡充して推進していくことが必要でした。そこで、施策を体系化し、県、市町村が一体となって総合的な取組を推進してきました。

### (2) 県民の意志を基盤とした施策の推進

県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化する取組のため、施策への県民意志の反映は不可欠であることから県民全体で水源環境保全・再生施策を支えるため、県民会議を設置しました。県民会議では、施策の評価・見直し、施策に係るNPO等の活動支援、県民フォーラム等による県民への情報発信や、施策に対する県民の意見の収集を県民参加の下で実施してきました。

### (3) 順応的管理の考え方に基づく施策推進

水源環境保全・再生の取組は、気候の変動や社会環境の変化など様々な外的要因に左右される自然生態系を対象としており、こうした外的要因や生態系に関する知見が不確実な要素を含んでいることから、施策の効果についても不確実性を免れません。そこで、提唱されたのが「順応的管理(アダプティブマネジメント)」です。事業と並行してモニタリング調査を実施し、施策の効果を評価して県民に明らかにするとともに、事業の実施手法や内容等について定期的な見直しが行われてきました。また、順応的管理の考え方に基づき、望ましい水源

環境づくりに向けて実施する施策の効果測定をするための様々な指標を県民参加の下で選定しました（総合的な評価で活用）。

※詳細は評価報告書第4部に記載。ここでは、後段の総論・各論への導入として概要を記載。（現在は暫定的にR4点検結果報告書をベースに記載）

## 2 水源環境保全・再生施策の最終評価（15年の取組）

### (1) 現行の施策の評価

- 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域やその周辺地域でのシカ管理、ブナ林再生のための調査研究等に取り組んだ結果、人工林の手入れ不足は解消しつつあり、下層植生の回復や、健全なブナの個体数の割合が向上する等の成果が確認されています。
- 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における生活排水処理施設の整備促進等を着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展等、一定の成果が見られています。
- 山梨県と共同実施している県外上流域対策では、下水処理施設におけるリン除去（排水処理）の実施により、放流水のリン濃度の目標値（0.6mg/L）を達成するなど、所期の成果が得られています。
- 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みでは、施策全体を通じた評価の一つとして環境の経済的価値の経済評価を実施したことや、15年間の各種モニタリングにより新たな知見が蓄積しつつあることなど、評価することができます。
- 森林の荒廃など手入れ不足の森林は減少し、アオコの異常発生は見られなくなるなど、施策導入時に危機的な状況とされた自然環境は大きく改善されましたが、森林関係事業では、想定された下草の回復が見られない箇所もあるなどの課題があります。また、水環境に目を向けると、生活排水処理施設の整備では、近年処理率は伸び悩んでおり、地域の実情等に応じたきめ細かい支援を検討し、水源河川の水質の維持向上への効果を期待するところです。

### (2) 施策評価を踏まえた課題認識

これまでの15年間の取組結果から、今後に向けた課題としては、次のような内容が考えられます。

※以下、検討視点として、これまでの意見書等からア～ウの課題を引用。  
評価報告第4部、今後の会議等を踏まえ検討

#### ア 森林関係事業

- 森林整備と連携したシカ対策の実施の必要性

→ 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書において取組の必要性を認識して以降、第4期計画策定に向けた意見書まで課題として申し送りしている。

- 土壌保全対策の重要性

→ 第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況から土壌保全対策の重要性を認識した。第3期から対策に取り組み、第4期では、今後想定される自然災害を踏まえた林地保全対策の強化が図られている。

- 森林管理の仕組みの構築

→ 第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、県による公的管理が終了した私有林等について森林の公益的機能を維持するため、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導を課題として挙げた。第3期期間中に県が試行的に行った返還森林の巡視を踏まえ、巡視結果を踏まえた森林管理の仕組みの構築を検討するよう第4期計画策定に向け

て申し送りました。

- 森林の多面的な公益的機能発揮の重要性

→ 近年の激甚化・頻発化する自然災害といった自然環境の変化が確認されつつある中で、整備されてきた森林が公益的機能を発揮し続けられるよう、災害の予防的対策のあり方や、これまでの取組に続く木材の利用促進などの検討、資源循環の必要性や生態系の保全の重要性といった社会的ニーズも勘案した取組などについても施策懇談会等における話題である。

- 二酸化炭素吸収源対策、防災・減災、生物多様性保全(生態系の保全)等の森林の公益的機能の重要性 も記載していく

## イ 水関係事業

- 水質改善に係るモニタリングの重要性

→ 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、生態系に配慮した整備による水質改善効果はすぐに結果が出ないため、引き続きモニタリングが必要であるとの課題を認識した。第2期計画の取組状況を踏まえ、これまでの取組により効果的な手法も確立してきたことを第3期計画策定に向けて申し送りました。

- 地下水保全モニタリングの重要性

→ 第1期及び第2期の取組を踏まえ、長期的なモニタリングの継続の重要性について認識してきた。第3期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、地下水位の維持と地下水の水質改善を確認したが、環境基準値の近傍値で推移する箇所もあるため、モニタリングの継続を重要視している。

- ダム湖の集水域における汚濁負荷の軽減（生活排水処理対策）

→ 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、生活排水由来の汚濁負荷の削減を課題として認識している。

第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、地域により課題が異なることから、地域の実情に応じた支援の検討が必要であることを第3期計画策定に向けて申し送りました(第4期計画策定への申し送しも同様。)

相模川上流域では、リン濃度が高い状況が続いており、汚濁負荷軽減対策の推進が必要であることを第4期計画策定に向けて申し送りました。

- 上流域自治体との連携（県外上流域対策）

→ 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、県外上流域対策は、行政区域を越える特別対策であることから、費用対効果も含めた十分な事業検討が必要であると課題認識され、第2期計画の取組状況を踏まえ次期計画策定に向けては、長期的に取組の効果を見定める必要性が認識された。

第3期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、森林整備と連携したシカ対策について、シカの生息状況の変化などにも注視し、必要に応じて上流域の自治体とも情報共有・連携を図る必要性を第4期計画策定に向けて申し送りました。

#### ウ 取組を支える仕組み等

- ・ 県民参加の仕組みづくり、水環境モニタリング関係

→ 第1期計画の取組状況を踏まえ、モニタリング調査は、施策の評価を行うため長期的・継続的に行う必要がある、的確な検証には県民視点と専門的知見による科学的な視点が重要であることを第2期計画策定に向けて申し送りました。第3期の取組を踏まえた意見としては、順応的管理の考え方に基づき、県民参加の下、施策を推進する仕組みが機能していることを評価した上で、継続的な調査の必要性を第4期計画策定に向け申し送りました。

### (3) 神奈川県を取り巻く環境の変化

近年、洪水や土砂災害を引き起こす豪雨や台風などの気象災害が頻発化しています。1時間降水量が50mmを超えるような短時間強雨の回数も増加し、これに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にあります。

令和元年東日本台風では、県内においても記録的な大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等によって県内各地に甚大な被害を及ぼしたことは、未だ鮮明な記憶として残っています。このような気象災害リスクの深刻化は、施策開始当時には想定し得なかったものであり、自然を対象とした施策を推進していく上で、大きな課題となります。

また、この他にも、生物多様性の保全や脱炭素社会の実現、循環型社会づくりなど、持続可能な社会を形成するための動きも加速化しており、今後の取組の検討に当たっては、これらの社会動向も意識する必要があります。

## 3 施策大綱期間終了後の県の取組に係る基本的考え方（総論）

### (1) 大綱期間終了後の水源環境保全・再生の取組

ア 特別対策事業のうち、水源協定林など、大綱終了後も契約期間の残る事業については、契約期間満了までの間、確実に事業を実施すべきです。

イ 県民の特別な負担により取り組んできた水源環境保全・再生の取組により得られた水源環境を次世代に引き継げるよう、またこれまでの施策の効果が無に帰すことがないように、これまで15年間の取組により得られた施策の効果を将来にわたり維持していくことは重要です。現状の様々な課題に対応する取組を整理し、集中的・継続的に推進すべきです。

ウ 本施策の特徴である順応的管理、本格的な県民参加といった先進的な取組は、高い水準で継続的に実施されてこそ意義があります。20年間という一過的な取組に終わらせるべきではなく、継続的实施が必要です。

### (2) 水源環境保全を含む環境施策の長期展望

水源環境保全・再生施策の15年の成果を見極めながら、神奈川を取り巻く環境や社会の変化を踏まえて、水源環境の長期的な展望が必要です。

県政運営の総合的・基本的指針である県総合計画「かながわグランドデザイン」を始め、県の環境保全等に関する長期的な目標及び施策を定める「神奈川県環境基本計画」などにおいて、水源環境の保全の重要性を明示するとともに、森林全体について再生の方向と目指す姿を示した「かながわ森林再生50年構想」や関係法制度、国の方針等とも整合性を図るべきです。

### (3) 変化への対応

大綱の20年間は、県によるNbSの取組の、「県民への良質な水の安定的確保」という単一目的に絞った第1ステップとして捉えるべきであり、第2ステップとしての大綱後は、上記の環

境の変化に対応した、より幅広い目的を包含した施策を展開すべきです。

#### (4) 施策の実施主体として県が果たすべき役割

##### ア 広域的な視点に立った調整機能

県民の特別な負担により取り組んできた水源環境保全・再生の取組により得られた水源環境を次世代に引き継げるよう、効果を維持していくことが重要。将来にわたり森林の公益的機能を発揮させていくため、20年間の取組評価を踏まえて、市町村や事業体等、様々な主体が協調して事業を展開していけるよう、県が引き続きリーダーシップを取り、広域的な視点から調整機能を果たしていくことが期待されます。

##### イ 施策のすみ分けと県民への説明

令和元（2019）年度以降、国が創設した森林環境譲与税が配分され、令和6（2024）年度からは森林環境税として県民から税徴収も始まる。これまで、神奈川県では、水源環境保全税との両立を図り、相乗効果の創出に尽力されてきたが、森林の保全・再生の基本的な方針に鑑みて県の役割を認識し、財源の性質に応じて施策の棲み分けを行いながら、必要な施策を講じるとともに、県民にわかりやすい説明をしていくことが求められる。

## 4 県に期待する今後の取組（各論）

水源環境保全・再生かながわ県民会議  
施策懇談会(5/26開催)の主な意見等を記載

#### (1) 水源環境保全・再生施策の効果を維持するために必要な取組

##### ア 森林関係事業

- ・ 自然災害の激甚化・頻発化に伴う土壌保全対策の強化、災害時の迅速復旧と未然防止
- ・ シカの影響による植生の衰退を防ぐシカ管理
- ・ 大綱終了後も契約が残る協定林等の森林整備
- ・ 森林所有者の高齢化・世代交代等に伴う森林管理に係る課題への対応  
水源協定林等森林所有者に返還された森林については、今後も、適切な森林管理が継続される必要がありますが、施業管理を受託する能力のある担い手の確保等は、継続的に実施していく必要があります。

##### イ 水関係事業

- ・ 河川の水質に係るモニタリング（水質汚濁防止法による常時監視等）
- ・ 地下水の水位、水質のモニタリング（水質汚濁防止法による常時監視等）
- ・ 水源環境への負荷軽減の取組は、国の補助制度を活用

- ・ 県外上流域の山梨県や静岡県とも情報共有と連携を図ることを期待

#### ウ 取組を支える仕組み等

- ・ 順応的管理としての水環境モニタリング
- ・ 本施策の特徴である県民参加の仕組み  
長期的に水源環境を良好に維持していくためには、その便益を享受する県民との連携が不可欠です。よって、現在実施中の水源環境保全・再生施策における県民会議の仕組みを客観的に評価し、施策の策定、事業実施、環境評価、事業改善の各段階において、主体的に取り組める仕組みを維持・改善すべきと考えます。たとえば、市民による事業モニタリング、市民参加型の環境モニタリング、最新の環境情報に基づく順応的管理、教育・研究機関との連携など開かれた制度設計や運営が実現されることを期待します。このような取り組みは、県民への水源環境保全に関する情報提供を確実に進めつつ、水源環境をより良く維持管理するために必要不可欠です。

#### (2) 神奈川県を取り巻く環境の変化への対応

- ・ 脱炭素社会の実現に資する人工林の持続的な管理（林道から200m以内）  
森林の若返り（植え替え）、木材利用の推進、資源循環、人材育成と普及啓発など
- ・ 生物多様性保全としての森林の持続的管理
- ・ 気象災害リスクの深刻化への対応としての土壌保全対策